

不妊治療費助成申請をされる方へ

〈申請にあたっての注意事項〉

- 平成23年1月申請より住民票謄本は不要となりました。
- 上記にともない、不妊治療費助成申請書が一部変更されています。
 - ※ 新申請書は川内保健センターに準備してあります。また、薩摩川内市ホームページからもダウンロードできます。
- 本人と配偶者の二人分の領収書がある場合はそれぞれの申請書と受診等証明が必要です。
 - ※ 申請書に押印する印鑑はご夫婦別々のものをご準備ください。
 - ※ ご夫婦同時申請の場合は、完納証明、保険証の写しは一部で結構です。
- 申請の際は必ず、申請書に押印した印鑑をご持参ください。（ご夫婦ともに申請される場合は両方とも必要です。）
- 受診等証明は医療機関、薬局ごとに必要ですので必要枚数をご準備ください。
 - ※ 受診等証明書は川内保健センターに準備してあります。また、薩摩川内市ホームページからもダウンロードできます。
 - ※ 申請までに証明書を医療機関、薬局へ提出し証明をもらってください。
- 振込先口座について
 - ※ 銀行名、支店名等に記載間違いがあると振込みできないのでご注意ください。
 - ※ 「ゆうちょ銀行」については、平成21年1月からご利用が可能となりましたが、支店名等番号（5桁）、口座番号（8桁）から、通常の銀行等と共通する桁数の支店名等番号（3桁）、口座番号（7桁）への切り替えが必要です。口座番号の桁数をお確かめください。
 - ※ これまでに申請された方で、振込先口座に変更がある場合はお申し出ください。
- 助成金の振込先口座が申請者以外の名義の場合は「委任状」が必要です。
 - ※ 「委任状」に押印する印鑑は委任者（申請者）と受任者（口座名義者）別々のものをご準備ください。

* 裏面もあります。

- **完納証明書(または確認票・証明書)は本人と配偶者の二人分が必要です。**
 - ※ 本庁税務課または各支所市民生活課で申請してください。(使用目的を“不妊治療費助成申請”としていただければ無料で交付できます。)
 - ※ 申請日から日にちが経過しすぎている場合(1ヶ月以上)はお受け取りできませんのでご注意ください。
 - ※ 特別徴収の方は、発行の時期によっては「確認票」が発行される場合があります。
 - ※ 就労していない方(被扶養者等)や転入された方については税務課による「証明書」の発行となります。詳しくは税務課または市民生活課の窓口で対応いたします。

- **保険証のコピーは本人と配偶者の二人分が必要です。**
 - ※ 裏面のコピーは不要です。
 - ※ 二人分を同一の用紙にコピーしていただいても構いません。

- **領収書のコピーは複数枚をまとめてコピーしていただいたり、両面コピーでも構いませんが、領収印がはっきりと写るように注意してください。**
 - ※ 領収書のコピーは、ア. 体外受精・イ. 顕微授精の治療費と、ウ. 人工授精・エ. タイミング療法・オ. 排卵誘発法の治療費が区別できるようにしてください。
 - ※ 受診等証明書の日付の範囲内の、同額の領収書がそろっていることをご確認ください。

- **各申請月に助成の対象となる治療期間は、以下の通りです。**

4月	前年8月1日分から申請前日分まで
7月	前年11月1日分から申請前日分まで
10月	同年2月1日分から申請前日分まで
1月	前年5月1日分から申請前日分まで

※転入された方については、転入日から3ヶ月を経過した日以降の治療分のみが対象となりますのでご了承ください。

- **不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。**

薩摩川内市市民健康課 健康指導北部グループ
 (電話) 22-8811
 (FAX) 22-8038
 (メール) kenko-hokubu@city.satsumasendai.lg.jp